

## 資料 4

### ○条例案

番号	件名	概要									
1	大阪府立臨海スポーツセンター 条例一部改正の件	<p>財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、施設利用料金の上限額の改定等を行う。</p> <p>〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日</p>									
2	大阪府立体育会館条例一部改正 の件	<p>財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、大阪府立体育会館における催物及び興行等の利用促進を図る観点から、施設利用料金の上限額の改定等を行う。</p> <p>〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日</p>									
3	大阪府立門真スポーツセンター 条例一部改正の件	<p>財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、施設利用料金の上限額の改定を行う。</p> <p>〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日</p>									
4	大阪府教育行政事務手数料条例 一部改正の件	<p>教育職員免許法の改正に伴い、教員免許更新制が平成 21 年 4 月 1 日から施行されることとなったため、教員免許の更新手続等に伴う各種手数料を定める改正を行う。</p> <p>〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日</p>									
5	大阪府立高等学校等条例一部改 正の件	<p>府立の高等学校及び特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び学校再編による減等により、平成 21 年度の教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員定数の改定（第 3 条関係）</li> </ul> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>高等学校</td> <td>10,128 人→</td> <td>10,087 人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>3,143 人→</td> <td>3,241 人</td> </tr> </table> <p>〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日</p>	高等学校	10,128 人→	10,087 人	特別支援学校	3,143 人→	3,241 人			
高等学校	10,128 人→	10,087 人									
特別支援学校	3,143 人→	3,241 人									
6	府費負担教職員定数条例一部改 正の件	<p>市町村立の小中学校及び中学校並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善により、平成 21 年度の府費負担教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員定数の改定（第 2 条関係）</li> </ul> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校</td> <td>27,180 人→</td> <td>27,418 人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>14,812 人→</td> <td>14,975 人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,181 人→</td> <td>1,213 人</td> </tr> </table> <p>〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日</p>	小学校	27,180 人→	27,418 人	中学校	14,812 人→	14,975 人	特別支援学校	1,181 人→	1,213 人
小学校	27,180 人→	27,418 人									
中学校	14,812 人→	14,975 人									
特別支援学校	1,181 人→	1,213 人									

7	大阪府立高等専門学校条例一部改正の件	府立工業高等専門学校改革計画を踏まえ、平成 21 年度の教職員定数について、所要の改正を行う。 ・教職員定数の改定（第 2 条関係） 141 人→ 140 人 〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日
8	大阪府立博物館条例一部改正の件	財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、年間共通入館券料金の上限額の改定を行う。 〔施行期日〕 平成 21 年 10 月 1 日
9	大阪府立国際児童文学館条例廃止の件	財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、大阪府立中央図書館へ移転するため、条例を廃止する。 〔施行期日〕 規則で定める日
10	大阪府立泉北考古資料館条例廃止の件	財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、大阪府立泉北考古資料館を堺市へ移管するため、条例を廃止する。 〔施行期日〕 規則で定める日
11	大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例一部改正の件 （知事部局と共管）	幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改正され、平成 21 年 4 月 1 日から適用されることに伴う規定整備を行う。 〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日
12	職員の給与に関する条例一部改正の件 （知事部局所管）	府民のより一層の理解を得られる制度とするため、病気休暇・休職に係る給料の支給期間等に関する取扱いについて、一定の病気休暇・休職の期間を通算することとし、これに係る必要な事項について人事委員会規則に委任とするともに、病気休職者の給与の支給期間・水準について、国に準じた改正を行う。 〔施行期日〕 平成 21 年 4 月 1 日
13	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件 （知事部局所管）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行されることに伴い、職員が裁判員として裁判所に出頭する場合について、特別休暇を与えることができることとするため、所要の改正を行う。 〔施行期日〕 平成 21 年 5 月 21 日

大阪府立臨海スポーツセンター条例の改正の概要

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>大阪府立臨海スポーツセンターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、利用料金の上限額を改定する。</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、指定管理者が定める公の施設の利用料金は、条例の定めるところによることとされているため。</p>
改正の要点	政策アセスメント
<p>1 アイススケート場利用料金の表を改正する。（別表第 3 号の表関係）                      (1)通常の高額を10%引き上げる。                      (2)夏期料金を新設する。（現行の通常料金から15%引き上げた額とする。）</p> <p>2 会議室利用料金を10%引き上げる。（別表第 4 号の表関係）</p> <p>3 土地の利用料金を10%引き上げる。（別表第 5 号の表関係）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額について、財政課と調整済</li> <li>・改正の内容について、指定管理者（南海グループ）と調整済</li> </ul>
施行予定期日	制度間調整の内容
<p>平成 21 年 4 月 1 日</p>	<p>_____</p>
適用区分	その他審査の参考となる事項
<p>_____</p>	<p>_____</p>

大阪府条例第九号

(案)

大阪府改正する条例  
 大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。  
 別表第三号の表中

通常の金額	一、三〇〇円	八六〇	一二〇	二二、四〇〇	二七、四〇〇	一五、五〇〇	一八、六〇〇	八三、五八〇	一二七、三六〇
休日等の金額	通常の金額に一・二を乗じて得た額								

を

通常の金額	一、四〇〇円	九〇〇	一三〇	二四、六〇〇	三〇、一〇〇	一七、一〇〇	二〇、五〇〇	九一、九〇〇	一四〇、一〇〇
夏期に利用する場合の金額	一、五〇〇円	一、〇〇〇	一四〇	二五、八〇〇	三一、五〇〇	一七、八〇〇	二一、四〇〇	九六、一〇〇	一四六、五〇〇
休日等の金額	通常の金額又は夏期に利用する場合の金額に一・二を乗じて得た額								

に改め、同表中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。  
 1 夏期とは、六月一日から九月三十日までをいう。  
 別表第四号の表中「一四、五〇〇」を「二六、〇〇〇」に、「一、二〇〇」を「一二、三〇〇」に改める。  
 別表第五号の表土地の項中「一〇〇」を「一一〇」に、「一六〇」を「一八〇」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例（案）の要綱

### 1 条例改正の理由

大阪府立臨海スポーツセンターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、利用料金の改定を行う。

### 2 利用料金の金額の改定

#### 別表（第8条関係）第3号関係

○ アイススケート場の利用料金について、上限額を、次のとおり引き上げるとともに、夏季料金を設定する。

- ・ 共用利用 大人 1人1回 1,300円 ⇒ 通常1,400円、夏季1,500円  
小人 1人1回 860円 ⇒ 通常900円、夏季1,000円  
観覧する場合 1人1回 120円 ⇒ 通常130円、夏季140円
- ・ 専用利用  
氷上競技に利用する場合 競技会又は合同練習に利用する場合 小人 1回1時間30分 22,400円 ⇒ 通常24,600円、夏季25,800円  
その他1回1時間30分 27,400円 ⇒ 通常30,100円、夏季31,500円  
その他の場合 小人 1回1時間30分 15,500円 ⇒ 通常17,100円、夏季17,800円  
その他1回1時間30分 18,600円 ⇒ 通常20,500円、夏季21,400円  
その他の場合 小人 1回2時間 83,580円 ⇒ 通常91,900円、夏季96,100円  
その他1回2時間 127,360円 ⇒ 通常140,100円、夏季146,500円

#### 【理 由】

- 共用利用の料金については、近隣施設と比較したところ、同等若しくは低価であること、及び他施設は100円単位で設定されていることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないように考慮し、10%引き上げるとともに、100円単位での設定とする。
- 専用利用の料金については、近隣施設と比較したところ、同等若しくは低価であることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないように考慮し、10%引き上げる。
- 夏季については、リンクの維持に要する経費が冬季より多くかかるため、夏季料金を設定する。期間は、近隣施設と競合する時期を避けて6月から9月とし、料金は通常期よりも若干上乗せした額（現行の15%引き上げた額）とする。

別表（第8条関係）第4号関係

- 会議室の利用料金の上限額を、次のとおり引き上げる
  - ・ 大会議室 1日 14,500円 ⇒ 16,000円
  - ・ 小会議室 1日 11,200円 ⇒ 12,300円

【理由】

- 他の類似施設の料金と比較したところ、低価であることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないよう考慮し、10%引き上げることとする。

別表（第8条関係）第5号関係

- 土地の利用料金の上限額を、次のとおり引き上げる
  - ・ 土地 1㎡1日 アマチュアスポーツに利用する場合 100円 ⇒ 110円  
その他の場合 160円 ⇒ 180円

【理由】

- 他の類似施設で同様の設定がないため、府立体育会館での設定方法を参考に次のとおり設定。
  - ・ 府立体育会館については、床は、府立体育会館の第一種競技場等と同一の建物の中にあることから、床単価を基準として、床単価と室料平米単価を比較のうえ設定。しかし、府立臨海スポーツセンターは、床単価の設定がないため、府立体育会館の土地と床の比率（床は土地の1.52倍）を参考に、床の仮定単価を積算。
  - ・ 積算した仮定床単価と、第1体育室のアマチュア以外の「その他の場合」の「利用者が入場料を徴収する場合」の室料の平米単価と比較。現行の床単価（160円/㎡）は室料平米単価（第1体育室 371円/㎡）より低価であることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないよう考慮し、10%引き上げることとする。
  - ・ アマチュアスポーツに利用する場合は、従前のその他の場合との比率（0.63倍）を適用することとする。（その他の場合と同様に10%引き上げ）

4 施行期日（附則）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案

現行

第一条から第九条(略)

第一条から第九条(略)

別表(第八条関係)

別表(第八条関係)

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 アイススケート場利用料金

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 アイススケート場利用料金

区分	用利用専		用利用共		単位	通常の金額	休日等の金額	夏期に利用する場合の金額	休日等の金額
	水上競艇等又は高技に利用する場合	その他の場合	観覧の場合	小人					
その他 の場合	観覧の場合	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,400円	1,400円	1,500円	1,400円
	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,400円	1,400円	1,500円	1,400円
その他 の場合	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,400円	1,400円	1,500円	1,400円
その他 の場合	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,400円	1,400円	1,500円	1,400円
その他 の場合	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,400円	1,400円	1,500円	1,400円

備考  
1 夏期とは、六月一日から九月三十日までをいう。  
2 3 (略)

四 会議室利用料金

区分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料
大会議室	一日	16,000円	通常の金額に 一・二を乗じて 得た額	通常の金 額に〇・二 を乗じて 得た額
小会議室		11,300円		

備考 (略)

五 附帯設備等利用料金

区分	単位	金額	
(略)	一平方メートル一日	アマチュアスポーツ に利用する場合	110
		その他の場合	180
土地			

区分	用利用専		用利用共		単位	通常の金額	休日等の金額
	水上競艇等又は高技に利用する場合	その他の場合	観覧の場合	小人			
その他 の場合	観覧の場合	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,100円	1,100円
	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,100円	1,100円
その他 の場合	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,100円	1,100円
その他 の場合	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,100円	1,100円
その他 の場合	観覧又は高技に利用する場合	観覧の場合	観覧の場合	小人が利用する場合	一回二時間	1,100円	1,100円

備考  
(新設)  
1 2 (略)

四 会議室利用料金

区分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料
大会議室	一日	14,500円	通常の金額に 一・二を乗じて 得た額	通常の金 額に〇・二 を乗じて 得た額
小会議室		11,200円		

備考 (略)

五 附帯設備等利用料金

区分	単位	金額	
(略)	一平方メートル一日	アマチュアスポーツ に利用する場合	100
		その他の場合	160
土地			

大阪府立体育会館条例の改正の概要

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、大阪府立体育会館における催物及び興行等の利用促進を図り、「スポーツの殿堂」から「スポーツとにぎわいの殿堂」へ移行する観点から、利用料金の改定を行う。</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、指定管理者が定める公の施設の利用料金は、条例の定めるところによることとされているため。</p>
	<p>政策アセスメント</p>
<p>改正の要点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額について、財政課と調整済</li> <li>・改正の内容について、指定管理者（南海グループ）と調整済</li> </ul>
<p>1. 利用区分を改正する。（別表第 1 号の表関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第一競技場、第二競技場、柔道場及び剣道場の「生徒等の団体が利用する場合」を廃止する。</li> <li>○第一競技場及び第二競技場の「営利及び宣伝を目的としない場合」を廃止する。</li> <li>○第一競技場、第二競技場及び多目的ホールの「アマチュアスポーツに利用する場合」と「その他の場合」の区分を「アマチュアスポーツに利用する場合」と「集会及び興行その他の催物に利用する場合」に改正する。</li> </ul> <p>2. 施設利用料金の上限額について改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会議室の利用料金を、10%引き上げる。（別表第 1 号の表関係）</li> <li>○土地・床・壁の利用料金を、10%引き上げる。（別表第 2 号の表関係）</li> </ul>	<p>制度間調整の内容</p> <p>大阪府立体育会館条例施行規則の改正</p>
	<p>その他審査の参考となる事項</p>
<p>施行予定期日</p>	<hr/>
<p>平成 21 年 4 月 1 日</p>	<hr/>
<p>適用区分</p>	<hr/>





備考 別表第一号の表中備考 1 を削り、備考 2 を備考 1 とし、備考 3 を備考 2 とする。

別表第二号の表中

三五〇	三五〇	二三〇
-----	-----	-----

を

三九〇	三九〇	二五〇
-----	-----	-----

に改める。

この附則は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 大阪府立体育会館条例の一部を改正する条例（案）の要綱

### 1 条例改正の理由

大阪府立体育会館について、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、「スポーツの殿堂」から「スポーツとにぎわいの殿堂」へ移行する観点から、利用料金の改定を行う。

### 2 区分の改正（別表（第8条関係）第1号関係）

- 「生徒等の団体が利用する場合」を廃止
- 「営利及び宣伝を目的としない場合」を廃止
- 「アマチュアスポーツに利用する場合」と「その他の場合」の区分を「アマチュアスポーツに利用する場合」と「集会及び興行その他の催物に利用する場合」に改正

#### 【理 由】

- 「スポーツの殿堂」から「スポーツとにぎわいの殿堂」へと転換を図り、イベント、興行等の利用を促進するため、
  - ・ アマチュア利用促進のためにこれまで設けていた「生徒等の団体が利用する場合」を、体育会館の立地条件等を考慮し、廃止する。
  - ・ アマチュアスポーツ以外の「利用者が入場料を徴収しない場合」について、「営利及び宣伝を目的としない場合」を廃止し、「アマチュアスポーツに利用する場合」と同様に、入場料の有無のみのシンプルな料金体系とする。
  - ・ 利用実態に合わせ、アマチュアスポーツ以外の「その他の場合」を「集会及び興行その他の催物に利用する場合」に表記変更する。

### 3 利用料金の金額の改定

#### 別表（第8条関係）第1号関係

- 会議室の利用料金の上限額を、次のとおり引き上げる
  - ・ 第1会議室 1日 11,800円 ⇒ 13,000円
  - ・ 第2会議室 1日 10,200円 ⇒ 11,200円
  - ・ 第3会議室 1日 14,800円 ⇒ 16,300円
  - ・ 第4会議室 1日 20,700円 ⇒ 22,800円

**【理 由】**

- 他の類似施設の料金と比較したところ、同等若しくは低価であることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないよう考慮し、10%引き上げることとする。

別表（第8条関係）第2号関係

- 土地、床、壁の利用料金の上限額を、次のとおり引き上げる

- ・ 土地 1 m<sup>2</sup> 1 日 230 円 ⇒ 250 円
- ・ 床 1 m<sup>2</sup> 1 日 350 円 ⇒ 390 円
- ・ 壁 1 m<sup>2</sup> 1 日 350 円 ⇒ 390 円

**【理 由】**

- 他の類似施設で同様の設定がないため、次のとおり設定。
  - ・ 床は、体育会館の競技場等と同一の建物の中にあることから、床単価を基準として、床単価と室料平米単価を比較のうえ設定する。
  - ・ 床の利用者は、その殆どが第1競技場の利用者であり、また、アマチュア以外の「その他の場合」の「利用者が入場料を徴収する場合」に該当することから、当該区分の室料の平米単価を積算し、床単価と比較。現行の床単価（350 円/m<sup>2</sup>）は室料平米単価（第1競技場 518 円/m<sup>2</sup>）より低価であることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないよう考慮し、10%引き上げることとする。
  - ・ 土地、壁については、従前の床との比率（土地 1.52 倍、壁 1.0 倍）を適用することとする。（床と同様に 10%引き上げ）

4 施行期日 （附則）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



二 附帯設備等利用料金			区分	単位	金額
(略)					
土地	床	壁	一平方メートル一日		
					二五〇
					三九〇
					三九〇

三 (略)

二 附帯設備等利用料金			区分	単位	金額
(略)					
土地	床	壁	一平方メートル一日		
					一三〇
					三五〇
					三五〇

三 (略)

大阪府立門真スポーツセンター条例の改正の概要

教育委員会事務局教育振興室保健体育課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>大阪府立門真スポーツセンターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、利用料金の上限額を改定する。</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、指定管理者が定める公の施設の利用料金は、条例の定めるところによることとされているため。</p>
改正の要点	政策アセスメント
<p>施設の利用料金の上限額について改定する。（別表関係）</p> <p>○施設専用利用料金の上限額の改定（別表第一号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メインプール（競泳、飛込）、サブプール、アイススケート場（メイン、サブ）、トレーニングルーム、観客席（メインアリーナ、サブアリーナ）、会議室について、概ね 10%引き上げる。</li> <li>・トランポリン室の利用料金の上限額を 50%引上げる。</li> </ul> <p>○施設共用利用料金の上限額の改定（別表第二号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設について、概ね 10%引上げる。</li> </ul> <p>○附帯設備等利用料金の上限額の改定（別表第三号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地、床、壁について、10%引き上げる。</li> </ul>	<p>政策アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額について、財政課と調整済。</li> <li>・ 改正の内容について、指定管理者と調整済。</li> </ul> <p>制度間調整の内容</p> <hr/>
施行予定時期	その他審査の参考となる事項
<p>平成 21 年 4 月 1 日</p>	<p>その他審査の参考となる事項</p>
適用区分	<hr/>
<hr/>	<hr/>

大阪府条例第

(案)

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を

例  
別表第八号の表の中  
大阪府立門真スポーツセンター条例(平成八年大阪府条  
改正する条例  
の一部分を次のように改正する。

一一六、七〇〇
一七五、〇〇〇
四三八、〇〇〇
五八三、九〇〇
八七六、〇〇〇
二、一九〇、三〇〇
四六、六〇〇
七〇、〇〇〇
一七五、〇〇〇
二三三、五〇〇
三五〇、二〇〇
八七六、〇〇〇
九三、三〇〇
一四〇、〇〇〇
三五〇、二〇〇
四六七、三〇〇
七〇〇、七〇〇
一、七五二、一〇〇
一四六、〇〇〇
二一九、一〇〇
五四八、一〇〇
七三〇、八〇〇
一、〇九六、二〇〇
二、七四〇、八〇〇
四三、七〇〇
六五、八〇〇
一六四、四〇〇
二一九、一〇〇
三二八、九〇〇
八二二、一〇〇
三八、二〇〇
五七、三〇〇
一四三、四〇〇
一九一、五〇〇
二八七、二〇〇
七一八、三〇〇

を

一二八、四〇〇
一九二、五〇〇
四八一、八〇〇
六四二、三〇〇
九六三、六〇〇
二、四〇九、三〇〇
五一、三〇〇
七七、〇〇〇
一九二、五〇〇
二五六、九〇〇
三八五、二〇〇
九六三、六〇〇
一〇二、六〇〇
一五四、〇〇〇
三八五、二〇〇
五一四、〇〇〇
七七〇、八〇〇
一、九二七、三〇〇
一六〇、六〇〇
二四一、〇〇〇
六〇二、九〇〇
八〇三、九〇〇
一、二〇五、八〇〇
三、〇一四、九〇〇
四八、一〇〇
七二、四〇〇
一八〇、八〇〇
二四一、〇〇〇
三六一、八〇〇
九〇四、三〇〇
四二、〇〇〇
六三、〇〇〇
一五七、七〇〇
二一〇、七〇〇
三一五、九〇〇
七九〇、一〇〇

に、



二〇五、二〇〇
四一〇、四〇〇
二七、六〇〇
五五、三〇〇
一八、三〇〇
五五、四〇〇
一六、七〇〇
五一、〇〇〇
一九、七〇〇
六〇、〇〇〇
一八、四〇〇
一六、五〇〇
一一、八〇〇
一二、五〇〇
六、七〇〇
七八、八〇〇
四、〇〇〇

を

二二五、七〇〇
四五一、四〇〇
三〇、四〇〇
六〇、八〇〇
一八、三〇〇
五五、四〇〇
一六、七〇〇
五一、〇〇〇
一九、七〇〇
六〇、〇〇〇
二〇、二〇〇
一八、二〇〇
一三、〇〇〇
一三、八〇〇
七、四〇〇
七八、八〇〇
六、〇〇〇

に改める。

別表第二号の表中

七二〇
三六〇
一、四〇〇
八七〇
一二〇
六二〇
二、一〇〇

を

八〇〇
四〇〇
一、五〇〇
九〇〇
一三〇
七〇〇
二、三〇〇

に改める。

別表第三号の表中

二二〇
三五〇
三五〇

を

二五〇
三九〇
三九〇

に改める。

この条則は、平成二十一年四月一日から施行する。

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 条例改正の理由

大阪府立門真スポーツセンターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、利用料金の改定を行う。

2 条例改正の内容

別表一 施設専用利用料金関係

○ プールの専用利用料金について、上限額を、次のとおり引き上げる。

メインプール（競泳）	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	生徒等	1日	116,700円	⇒	128,400円	
			その他	1日	175,000円	⇒	192,500円	
			入場料を徴収する場合		1日	438,000円	⇒	481,800円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない		1日	583,900円	⇒	642,300円
			その他		1日	876,000円	⇒	963,600円
			入場料を徴収する場合		1日	2,190,300円	⇒	2,409,300円
メインプール（飛込）	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	生徒等	1日	46,600円	⇒	51,300円	
			その他	1日	70,000円	⇒	77,000円	
			入場料を徴収する場合		1日	175,000円	⇒	192,500円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない		1日	233,500円	⇒	256,900円
			その他		1日	350,200円	⇒	385,200円
			入場料を徴収する場合		1日	876,000円	⇒	963,600円
サブプール	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	生徒等	1日	93,300円	⇒	102,600円	
			その他	1日	140,000円	⇒	154,000円	
			入場料を徴収する場合		1日	350,200円	⇒	385,200円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない		1日	467,300円	⇒	514,000円
			その他		1日	700,700円	⇒	770,800円
			入場料を徴収する場合		1日	1,752,100円	⇒	1,927,300円

○ アイススケート場の専用利用料金について、上限額を、次のとおり引き上げる。

メ イ ン	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	生徒等	1日	146,000円	⇒	160,600円
			その他	1日	219,100円	⇒	241,000円
		入場料を徴収する場合		1日	548,100円	⇒	602,900円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない	1日	730,800円	⇒	803,900円
			その他	1日	1,096,200円	⇒	1,205,800円
		入場料を徴収する場合		1日	2,740,800円	⇒	3,014,900円
サ ブ	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	生徒等	1日	43,700円	⇒	48,100円
			その他	1日	65,800円	⇒	72,400円
		入場料を徴収する場合		1日	164,400円	⇒	180,800円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない	1日	219,100円	⇒	241,000円
			その他	1日	328,900円	⇒	361,800円
		入場料を徴収する場合		1日	822,100円	⇒	904,300円

○ トレーニングルームの利用料金について、上限額を、次のとおり引き上げる。

アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	生徒等	1日	38,200円	⇒	42,000円
		その他	1日	57,300円	⇒	63,000円
	入場料を徴収する場合		1日	143,400円	⇒	157,700円
その他の場合	入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない	1日	191,500円	⇒	210,700円
		その他	1日	287,200円	⇒	315,900円
	入場料を徴収する場合		1日	718,300円	⇒	790,100円

○ 観客席の利用料金について、上限額を、次のとおり引き上げる。

メインアリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	1日	205,200円	⇒	225,700円
	その他の場合	1日	410,400円	⇒	451,400円
サブアリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	1日	27,600円	⇒	30,400円
	その他の場合	1日	55,300円	⇒	60,800円

○ 会議室の利用料金の上限額を、次のとおり引き上げる。

- ・ 大会議室 A 1日 18,400円 ⇒ 20,200円
- ・ 大会議室 B 1日 16,500円 ⇒ 18,200円
- ・ 大会議室 C 1日 11,800円 ⇒ 13,000円
- ・ 中会議室 A 1日 12,500円 ⇒ 13,800円
- ・ 中会議室 B 1日 6,700円 ⇒ 7,400円

**【理由】**

近隣施設と比較したところ、同等若しくは低価であることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないように考慮し、10%引き上げる。

○ トランポリン室の利用料金の上限額を、次のとおり引き上げる

1日 4,000円 ⇒ 6,000円

**【理由】**

○ 近隣施設と比較したところ、低価であることから、50%引き上げる。

別表二 施設共用利用料金関係

○ 共用利用料金について、上限額を、次のとおり引き上げる。

- |             |        |      |        |   |        |
|-------------|--------|------|--------|---|--------|
| ・ プール       | 大人     | 1人1回 | 720円   | ⇒ | 800円   |
|             | 小人     | 1人1回 | 360円   | ⇒ | 400円   |
| ・ アイススケート場  | 大人     | 1人1回 | 1,400円 | ⇒ | 1,500円 |
|             | 小人     | 1人1回 | 870円   | ⇒ | 900円   |
|             | 観覧する場合 | 1人1回 | 120円   | ⇒ | 130円   |
| ・ トレーニングルーム | 大人     | 1人1回 | 620円   | ⇒ | 700円   |
| ・ 健康体力相談室   | 大人     | 1人1回 | 2,100円 | ⇒ | 2,300円 |

**【理 由】**

- 近隣施設と比較したところ、同等若しくは低価であること、及びアイススケートについて他施設は 100 円単位で設定されていることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないように考慮し、10%引き上げるとともに、アイススケートについては、100 円単位での設定とする。

別表三 附帯設備等利用料金関係

- 土地、床、壁の利用料金の上限額を、次のとおり引き上げる
  - ・ 土地 1 m<sup>2</sup> 1 日 230 円 ⇒ 250 円
  - ・ 床 1 m<sup>2</sup> 1 日 350 円 ⇒ 390 円
  - ・ 壁 1 m<sup>2</sup> 1 日 350 円 ⇒ 390 円

**【理 由】**

- 他の類似施設で同様の設定がないため、次のとおり設定。
  - ・ 床は、門真スポーツセンターの競技場等と同一の建物の中にあることから、床単価を基準として、床単価と室料平米単価を比較のうえ設定する。
  - ・ 床の利用者は、その殆どがメインアリーナの利用者であり、また、アマチュア以外の「その他の場合」の「利用者が入場料を徴収する場合」に該当することから、当該区分の室料の平米単価を積算し、床単価と比較。現行の床単価（350 円/m<sup>2</sup>）は室料平米単価（メインアリーナ 445 円/m<sup>2</sup>）より低価であることから、利用者に対し過度の負担を生じさせないように考慮し、10%引き上げることとする。
  - ・ 土地、壁については、従前の床との比率（土地 0.66 倍、壁 1.0 倍）を適用することとする。（床と同様に 10%引き上げ）

3 施行期日（附則）

平成21年4月1日から施行する。

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案

現行

第一条から第十条 (略)

第一条から第十条 (略)

別表(第九条関係)  
一 施設専用利用料金

別表(第九条関係)  
一 施設専用利用料金

ムールゲンニート		(ブサ) 場トケーススイア		(シイメ) 場トケーススイア		ループブサ		(込飛) ループシイメ		(泳競) ループシイメ		アロフブサ	アロフシイメ	区分	単位	通常金額	休日等の金額		
アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	(略)	(略)	(略)	一日	七九〇、一〇〇 三二五、九〇〇 一一〇、七〇〇 一五七、七〇〇 四二、〇〇〇 六三、〇〇〇 九〇四、三〇〇 三六一、八〇〇 二四一、〇〇〇 一八〇、八〇〇 四八、一〇〇 七二、四〇〇 一八〇、九〇〇 三〇一、四〇〇 一、二〇五、八〇〇 一、〇九七、三〇〇 七七〇、八〇〇 一、九二七、三〇〇 一、六〇、六〇〇 二四一、〇〇〇 六〇二、九〇〇 五二四、〇〇〇 七七〇、八〇〇 三八五、二〇〇 九六三、六〇〇 一〇二、六〇〇 一五四、〇〇〇 一九二、五〇〇 二五六、九〇〇 三八五、二〇〇 二、四〇九、三〇〇 九六三、六〇〇 五二、三〇〇 七二、〇〇〇 一四二、五〇〇 六四二、三〇〇 四八一、八〇〇 一九二、五〇〇 一二八、四〇〇	七九〇、一〇〇 三二五、九〇〇 一一〇、七〇〇 一五七、七〇〇 四二、〇〇〇 六三、〇〇〇 九〇四、三〇〇 三六一、八〇〇 二四一、〇〇〇 一八〇、八〇〇 四八、一〇〇 七二、四〇〇 一八〇、九〇〇 三〇一、四〇〇 一、二〇五、八〇〇 一、〇九七、三〇〇 七七〇、八〇〇 一、九二七、三〇〇 一、六〇、六〇〇 二四一、〇〇〇 六〇二、九〇〇 五二四、〇〇〇 七七〇、八〇〇 三八五、二〇〇 九六三、六〇〇 一〇二、六〇〇 一五四、〇〇〇 一九二、五〇〇 二五六、九〇〇 三八五、二〇〇 二、四〇九、三〇〇 九六三、六〇〇 五二、三〇〇 七二、〇〇〇 一四二、五〇〇 六四二、三〇〇 四八一、八〇〇 一九二、五〇〇 一二八、四〇〇	額得じを一額の通 たて乗二に金常	休日等の金額
アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	(略)	(略)	(略)	一日	七二八、三〇〇 二八七、二〇〇 一九一、五〇〇 一四三、四〇〇 三八、二〇〇 五七、三〇〇 八二二、一〇〇 三二八、九〇〇 二一九、一〇〇 一六四、四〇〇 四三、七〇〇 六五、八〇〇 一、〇九六、二〇〇 一、七四〇、八〇〇 七三〇、八〇〇 五四八、一〇〇 二一九、一〇〇 一四六、〇〇〇 一、七五二、一〇〇 七〇〇、七〇〇 一、七五二、一〇〇 四六七、三〇〇 三五四、二〇〇 一四〇、〇〇〇 九三、三〇〇 一七五、〇〇〇 七〇、〇〇〇 四六、六〇〇 二一九〇、三〇〇 八七六、〇〇〇 二二三、五〇〇 三三三、五〇〇 三五〇、二〇〇 八七六、〇〇〇 四六、六〇〇 七〇、〇〇〇 一七五、〇〇〇 五八三、九〇〇 八七六、〇〇〇 一一六、七〇〇 一七五、〇〇〇 四三八、〇〇〇	七二八、三〇〇 二八七、二〇〇 一九一、五〇〇 一四三、四〇〇 三八、二〇〇 五七、三〇〇 八二二、一〇〇 三二八、九〇〇 二一九、一〇〇 一六四、四〇〇 四三、七〇〇 六五、八〇〇 一、〇九六、二〇〇 一、七四〇、八〇〇 七三〇、八〇〇 五四八、一〇〇 二一九、一〇〇 一四六、〇〇〇 一、七五二、一〇〇 七〇〇、七〇〇 一、七五二、一〇〇 四六七、三〇〇 三五四、二〇〇 一四〇、〇〇〇 九三、三〇〇 一七五、〇〇〇 七〇、〇〇〇 四六、六〇〇 二一九〇、三〇〇 八七六、〇〇〇 二二三、五〇〇 三三三、五〇〇 三五〇、二〇〇 八七六、〇〇〇 四六、六〇〇 七〇、〇〇〇 一七五、〇〇〇 五八三、九〇〇 八七六、〇〇〇 一一六、七〇〇 一七五、〇〇〇 四三八、〇〇〇	額得じを一額の通 たて乗二に金常	休日等の金額

区分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料
メインアリーナ観客席	アマチュアスポーツに利用する場合	二二五、七〇〇円	通常の金額に二乗して得た額	通常の金額を二乗した額
サブアリーナ観客席	アマチュアスポーツに利用する場合	四五一、四〇〇円		
多目的ホール	その他の場合	三〇、四〇〇円	通常の金額に二乗して得た額	通常の金額を二乗した額
大会議室	その他の場合	六〇、八〇〇円		
中会議室	その他の場合	(略)	通常の金額に二乗して得た額	通常の金額を二乗した額
貴賓室	その他の場合	(略)		
トランポリン室	その他の場合	六、〇〇〇円	通常の金額に二乗して得た額	通常の金額を二乗した額

備考 (略)

### 二 施設共用利用料金

区分	単位	金額
プール	大人	八〇〇円
アイススケート場	小人	四〇〇円
	大人	一、五〇〇円
トレーニングルーム	観覧する場合	九〇〇円
	大人	一三〇〇円
健康体力相談室	大人	七〇〇円

備考 (略)

### 三 附帯設備等利用料金

区分	単位	金額
土地	一平方メートル一日	二五〇
床	一平方メートル一日	三九〇
壁	一平方メートル一日	三九〇

備考 (略)

四 (略)

区分	単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料
メインアリーナ観客席	アマチュアスポーツに利用する場合	二〇五、二〇〇円	通常の金額に二乗して得た額	通常の金額を二乗した額
サブアリーナ観客席	アマチュアスポーツに利用する場合	四一〇、四〇〇円		
多目的ホール	その他の場合	二七、六〇〇円	通常の金額に二乗して得た額	通常の金額を二乗した額
大会議室	その他の場合	五五、三〇〇円		
中会議室	その他の場合	(略)	通常の金額に二乗して得た額	通常の金額を二乗した額
貴賓室	その他の場合	(略)		
トランポリン室	その他の場合	四、〇〇〇円	通常の金額に二乗して得た額	通常の金額を二乗した額

備考 (略)

### 二 施設共用利用料金

区分	単位	金額
プール	大人	七二〇円
アイススケート場	小人	三六〇円
	大人	一、四〇〇円
トレーニングルーム	観覧する場合	八七〇円
	大人	一二〇〇円
健康体力相談室	大人	六二〇円

備考 (略)

### 三 附帯設備等利用料金

区分	単位	金額
土地	一平方メートル一日	二三〇
床	一平方メートル一日	三五〇
壁	一平方メートル一日	三五〇

備考 (略)

四 (略)

大阪府教育行政事務手数料条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員企画課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号。平成 19 年 6 月 27 日公布、平成 21 年 4 月 1 日施行。以下「改正法」という。）により、教員免許更新制が創設されることとなった。</p> <p>これにより、普通免許状及び特別免許状に 10 年の有効期間が定められるとともに、施行前に授与された旧免許状所有者についても、10 年ごとに免許状更新講習の修了確認が義務付けられた。これら更新手続に伴う各種手数料を定めるため、条例を改正するもの。</p>	<p>地方自治法第 228 条第 1 項の規定により、手数料に関する事項については条例で定めることとされているため。</p>
改正の要点	政策アセスメント
<p>1 教員免許更新制の創設に伴う各種手数料の新設（第 2 条の表関係）</p> <p>(1) 共通関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を授与されたことの証明を受けようとする者→500 円（新 4 の項関係）</li> </ul> <p>(2) 新免許状（改正法施行後＝更新制導入後に授与される免許状）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通免許状及び特別免許状の更新の申請をしようとする者→3,300 円（新 7 の項関係）</li> <li>・普通免許状及び特別免許状の有効期間の延長の申請をしようとする者→2,000 円（新 8 の項関係）</li> </ul> <p>(3) 旧免許状（改正法施行前＝更新制導入前に授与された免許状）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新講習修了確認等の申請をしようとする者→3,300 円（新 11 の項、新 12 の項関係）</li> <li>・更新講習修了確認期限の延期を申請しようとする者→2,000 円（新 13 の項関係）</li> <li>・更新講習を受ける必要がない旨の認定を申請しようとする者 3,300 円（新 14 の項関係）</li> </ul> <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の文言を統一するための規定整備</li> </ul>	<p>手数料の額について、財政課と調整済</p>
	<p>制度間調整の内容</p> <hr/>
	<p>その他審査の参考となる事項</p> <hr/>
施行予定時期	
平成 21 年 4 月 1 日	
適用区分	
<hr/>	



大阪府条例第 号

大阪府教育行政事務手数料条例の一部を改正する条例

第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第二條の表一の項中「を願ひ出る」を「に係る申出をし  
ようとする」に改め、同表一の項中「第五條第一項」を「第  
五條第三項」に改め、「を願ひ出る」を「に係る申出をし  
ようとする」に改め、同表三の項中「第五條第五項」を「第五  
條第六項」に改め、「を願ひ出る」を「に係る申出をし  
ようとする」に改め、同表七の項中「をしようとする」に  
改め、同表七の項中「をしようとする」に改め、同表六の項中「書換え」を  
「書換」に、「をしようとする」を「をしようとする」に改め、同項  
を同表九の項とし、同項の前に次の二項を加える。

七	法第九條の二第一項の規定による更新を申請しようとする者	三、三〇〇円
八	法第九條の二第五項の規定による延長を申請しようとする者	二、〇〇〇円

第二條の表五の項中「を願ひ出る」を「の申請をし  
ようとする」に改め、同項を同表六の項とし、同表四の項中「又  
は願ひ出をする」を「をしようとする」に改め、同項を同  
表五の項とし、同表三の項の次に次の一項を加える。

四	法第四條第一項の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を授与されたことの証明を受けようとする者	一通につき五〇〇円
---	--	-----------

第二條の表に次の四項を加える。

十一	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。)附則第二條第二項に規定する更新講習修了確認を申請しようとする者	三、三〇〇円
十二	改正法附則第二條第三項第三号の確認を申請しようとする者	三、三〇〇円

十三	改正法附則第二条第四項の規定による延期を申請しようとする者	二、〇〇〇円
十四	改正法附則第二条第五項の規定による認定を申請しようとする者	三、三〇〇円

この附則は、平成二十一年四月一日から施行する。